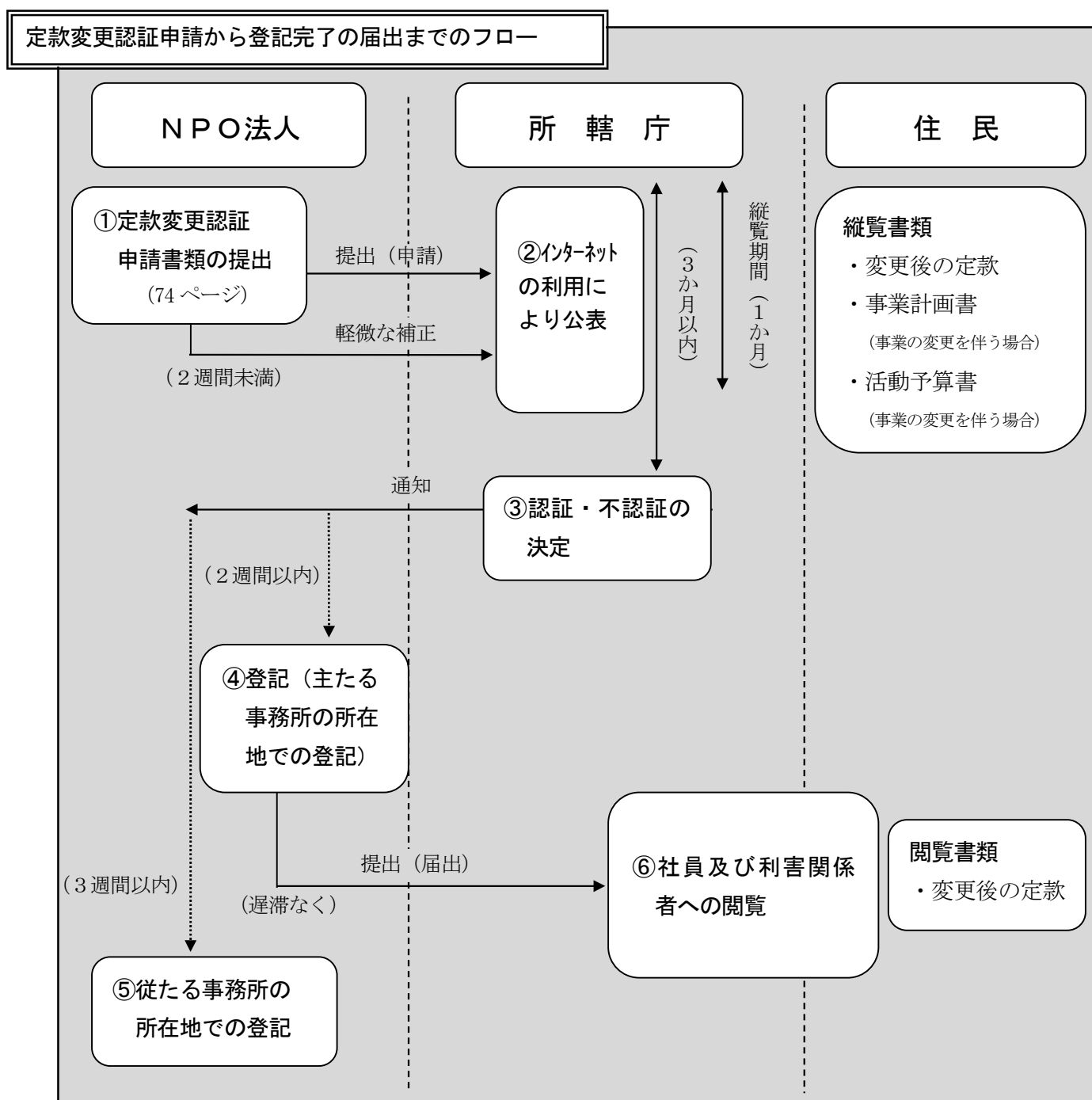


5 定款の変更

- NPO 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法第 25 条第 1 項）。社員総会の議決は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法第 25 条第 2 項）。
- 定款変更には、その変更をする定款の箇所により、所轄庁の認証が必要なもの（74 ページ）と、所轄庁へ届出のみが必要なもの（77 ページ）があります。



(1) 認証が必要な場合

NPO法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類などを所轄庁に提出し、所轄庁の認証を受ける必要があります（法第25条第3項・第4項）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限りません。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限りません。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から1か月間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、申請書の受理後3か月以内に認証又は不認証の決定を行います（法第25条第5項）。

認証後、NPO法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組合等登記令第3条第1項、第11条第3項）。

登記完了後、NPO法人は、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法第25条第7項）。

◎必要書類

○定款変更の認証申請時の提出書類

・所轄庁の変更を伴わない場合

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	定款変更認証申請書（第5号様式）	1部	78
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	—
3	変更後の定款	2部	—

※事業の変更（上記③及び⑧の変更）を伴う定款変更申請の場合は、1～3の書類に、下記の4～5の書類を合わせて提出してください。

4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	30
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	31

・所轄庁の変更を伴う場合

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	変更後の所轄庁の定める定款変更認証申請書	1部	—
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	—
3	変更後の定款	2部	—
4	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	—
5	確認書	1部	—
6	事業報告書	事業報告書等の作成前は、「設立当初の事業計画書、活動予算書、財産目録」のみ提出してください。	1部
7	活動計算書		1部
8	貸借対照表		1部
9	財産目録		1部
10	年間役員名簿		1部
11	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿		1部

※所轄庁の変更に加え事業の変更（74ページ③及び⑧の変更）をする場合は、下記12・13の書類を合わせて提出してください。

12	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	—
13	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	—

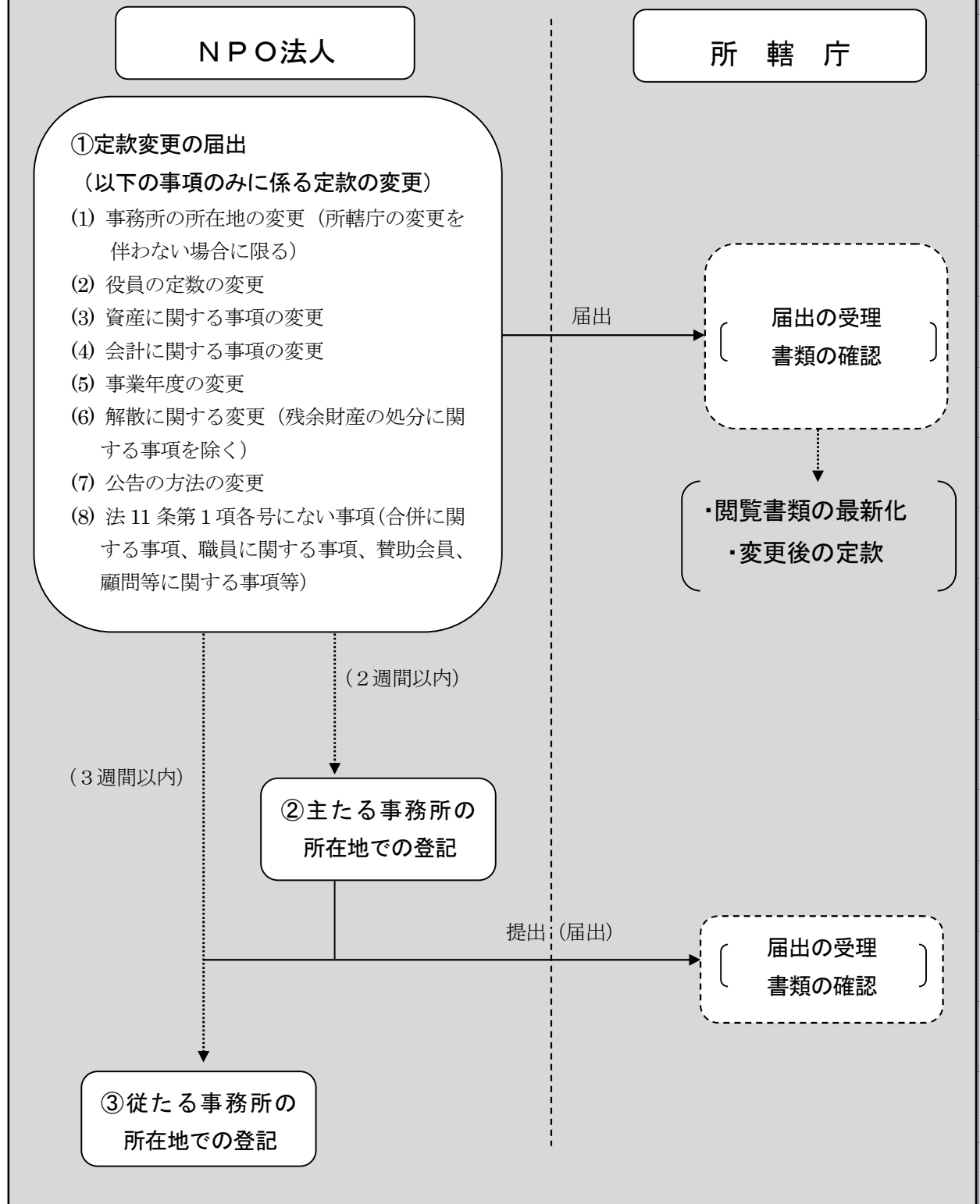
※高知県から主たる事務所を移転する場合は所轄庁の変更となります。

※この変更は、現在の所轄庁（高知県）を経由して、新たな所轄庁（他の都道府県および指定都市）に申請することになります。そのため、「1 定款変更認証申請書」の様式や提出部数等が高知県と異なる場合がありますので注意してください。

○定款変更の登記完了後の提出書類

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	定款変更登記完了届出書（第7号様式）	1部	80
2	登記事項証明書	1部	—
3	登記事項証明書の写し	1部	—

定款変更届出から登記完了の届出までのフロー



(2)届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更など、前ページのフローの①(1)～(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、所轄庁に対する届出のみが必要となります。この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法第25条第6項）。

また、NPO法人は、事務所の所在地の変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（組合等登記令第3条第1項、第11条第3項）。

◎必要書類

○定款変更の届出時の提出書類

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	定款変更届出書（第6号様式）	1部	79
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	—
3	変更後の定款	2部	—

○定款変更の登記完了後の提出書類

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	定款変更登記完了届出書（第7号様式）	1部	80
2	登記事項証明書	1部	—
3	登記事項証明書の写し	1部	—

申請書の提出年月日を記載してください。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務
所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

定款変更認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第25条第3項の定款の変更の認証を受けたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第8条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更の内容	(変更前) (.....) 第〇条 (変更後) (.....) 第〇条
変更の理由	例：△△△により、□□□をする必要があるため。

- 注 1 「変更の内容」欄は、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後との内容を対照させて記入してください。また、変更しようとする時期を定めている場合は、その旨も記入してください。
- 2 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款2部を添えてください。
- 3 定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）を2部添えてください。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、2及び3に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） 2部
 - (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録） 2部
- 5 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、2から4までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 所轄庁に提出した法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる書類の写し（特例認定特定非営利活動法人の場合は、寄附者名簿の写しを除きます。）
 - (2) 認定又は特例認定に関する書類の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の写し
 - (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項の書類の写し

第6号様式（第8条関係）

届出書の提出年月日を記載してください。

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務
所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

定款変更届出書

次のとおり定款を変更しましたので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第9条（同条例第24条第1項（同条例第30条の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

<p>変更の内容</p>	<p>(変更前) (・・・) 第〇条</p> <p>(変更後) (・・・) 第〇条</p> <p>(変更時期) 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p>
<p>変更の理由</p>	<p>例：△△△を□□□したため。</p>

注 1 「変更の内容」欄は、変更した定款の条文等について、変更前と変更後との内容を対照させて記入するとともに、変更した時期も記入してください。
2 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款2部（高知県知事がお所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）を添えてください。

第7号様式（第9条関係）

届出書の提出年月日を記載してください。

年 月 日

高知県知事 様

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する。
※2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人（特例認定NPO法人含む。）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

特定非営利活動法人 主たる事務所
の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

定款変更登記完了届出書

定款の変更に係る登記をしましたので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により当該登記をしたことを証する登記事項証明書を提出します。

注 高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人である場合を除き、定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写しを添えてください。